

障害者の種別ごとの要件について

障害者の種別		要件 (障害者の種別ごとに、各要件のいずれかに該当していること。)	
障 害 者	身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者 ・身体障害者手帳の7級に掲げる障害が2以上重複している者 	
	重度身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の等級が1級又は2級の者 ・身体障害者手帳の3級に掲げる障害が2以上重複している者 	
	知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳の所持者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害があると判定された者 	
	重度知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳で障害の程度がA又はⒶと判定された者 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより、知的障害の程度が重いと判定された者 	
	精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳の所持者 ・統合失調症、そううつ病、てんかんにかかっており、医師の診断書等により確認可能な者 	
	そ の 他 の 障 害 者	発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の脳機能障害を有し、医師の診断書等により確認可能な者
		高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動傷害等の認知障害等を有し、医師の診断書等により確認可能な者
		難病を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・原因不明、治療方法等未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病を有する者で、医師の診断書等により確認可能な者
		その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者のうち、7級の者（7級に掲げる障害が2以上重複している場合は上記身体障害者に該当する。） ・低身長症等の疾患、若しくは上記精神障害には至らない精神疾患等を有し、医師の診断書等により確認可能な者

※ 「その他の障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者以外の障害者としています。